

自由金利型定期預金（大口定期預金）規定

令和2年4月現在
(令和2年4月20日 改定)

〔普通定期型〕

自由金利型定期預金（大口定期預金）のうち自動継続扱い以外のものについては、次によるほかは定期預金共通規定各条項によります。

1.（預金の支払時期）

自由金利型定期預金（大口定期預金）（以下「この預金」といいます。）は、証書あるいは通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2.（利息）

（1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書あるいは通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書あるいは通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書あるいは通帳とともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日まで

THE GAMAGORI SHINKIN BANK

の日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3)この預金を定期預金共通規定第7条第1項により満期日前に解約する場合および反社会的勢力の排除に関する特約第2条の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

なお、期限前解約時に適用する利率については、金融情勢に応じて変更することがあります。

この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間払日が多数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……………約定利率×50%
- C. 1年以上3年未満……………約定利率×70%

② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上2年未満……………約定利率×20%
- C. 2年以上3年未満……………約定利率×40%
- D. 3年以上4年未満……………約定利率×60%

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上2年未満……………約定利率×10%
- C. 2年以上3年未満……………約定利率×30%
- D. 3年以上4年未満……………約定利率×60%
- E. 4年以上5年未満……………約定利率×70%

※ 上記①～③の計算による利率が解約日における普通預金の利率を下回る場合は普通預金の利率とします。

(4) この預金の付利単位は1円とし、年365日の日割計算とします。

以上

〔自動継続定期型〕

自由金利型定期預金（大口定期預金）のうち自動継続扱いのものについては、次によるほかは定期預金共通規定各条項によります。

3.（自動継続）

（1）自由金利型定期預金（大口定期預金）（以下「この預金」といいます。）は、証書あるいは通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（大口定期預金）に自動的に継続します。

継続された預金についても同様とします。

（2）この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。

ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

（3）継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）の前営業日までにその旨を申出てください。

この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

4.（利息）

（1）この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数および証書あるいは通帳記載の利率（継続後の預金については第3条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書あるいは通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。

（2）この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日と

THE GAMAGORI SHINKIN BANK

したこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

② 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座へ入金します。

また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書あるいは通帳とともに提出してください。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(4) この預金を定期預金共通規定第7条第1項により満期日前に解約する場合および反社会的勢力の排除に関する特約第2条の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

なお、期限前解約時に適用する利率については、金融情勢に応じて変更することがあります。

この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……………約定利率×50%
- C. 1年以上3年未満……………約定利率×70%

② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上2年未満……………約定利率×20%
- C. 2年以上3年未満……………約定利率×40%
- D. 3年以上4年未満……………約定利率×60%

THE GAMAGORI SHINKIN BANK

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上2年未満……………約定利率×10%
- C. 2年以上3年未満……………約定利率×30%
- D. 3年以上4年未満……………約定利率×60%
- E. 4年以上5年未満……………約定利率×70%

※ 上記①～③の計算による利率が解約日における普通預金の利率を下回る場合は普通預金の利率とします。

(5) この預金の付利単位は1円とし、年365日の日割計算とします。

5. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上